提出された意見の内容とそれに対する県の考え方(対応方針)

No		箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
	計画全位	体				
1	Time to the state of the state	計画全体	計画名を「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」とする。※計画中の文には配偶者に等を付ける。	-		【反映困難】 本計画は、配偶者暴力防止法に基づき 策定しています。計画名についても法律に 沿った名称としています。
2			第3次基本計画では「施策の方向」だけが記載され、具体的な取組や具体的施策が示されていない。なぜ、「取組」の記載がなくなったのか知りたい。	-	'	【その他】 本計画は5カ年の計画であることから、今 後5年間の施策の方向を定め、総合的・計 画的に各種の施策・取組を展開することと し、現行の記載としました。
3			以前より、被害者保護や被害者支援の自治体間格差が指摘されている。山梨県は予算的にも決してDVの先進県とは言えない。その上、方向付けだけで、計画の実現への意気込みがあまり感じられない。被害者の立場に立った先駆的な試み、施策の実行を要望する。	-	1	【その他】 ご意見の視点を施策の実施にあたり、参 考とさせていただきます。
4			障害の「害」はひらがなの「がい」にしてほしい。	-	1	【反映困難】 37県が「害」を使用しており、国の「障害」 の表記に関する作業チームにおいてもどの ような表記にするか結論がでておらず、法 律の表記も「害」を使用していることから、 今後の動向を考慮し検討していきます。
	第1章	基本計画の策定にあたって				
	2 計	画の性格及び役割				
5		2 計画の性格及び役割	関係団体は幅が広いので、「民間の支援団体」 と具体的に明示する。あるいは「関係団体」が民 間団体以外も指すのであれば併用する。 以下、関係団体と記載されているところは同様 に変更或いは追加する。	P2	1	【記述済み】 ご指摘のとおり、民間団体も含め「関係団体」として記載しています。
6			「・・・期待するものです。」という文言は計画に対して他人事のようである。「市町村や関係機関、民間の支援団体などにおいても、計画の趣旨に沿って、相互に連携し、積極的な取組を行う。」とする。	P2	'	【反映困難】 本計画は、県の施策の方向を示した計画 であるため、市町村、関係機関、民間団体 などの関係団体へは「期待する」という表現 を用いています。
	配偶	者からの暴力の定義				
7	Trau	配偶者からの暴力の定義	配偶者からの暴力の定義の中に誰が見てもDV だとイメージできるように、記載以外にも具体例を 追加する。「生活費を渡さない」などの経済的暴 力も入れてほしい。	P2	2	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、性的暴力のあとに「生活費を渡さない」などの経済的暴力」と記載しました。 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力も含め、記載内容以外にも具体例はありますが、これらについては啓発資料等に掲載し、広く普及啓発を図ることとします。
	第3章	基本理念と目標				
	1 基	本理念(目指す方向)				
8		1 基本理念(目指す方向)	第2次計画の「計画の性格」のトップには、「国及び地方公共団体は配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有しています。」との文言が入っていたが、第3次計画では削除されているので、「基本理念」のトップに追加する。	P10	1	【記述済み】 ご指摘の内容については、基本的視点の (5)地方公共団体の責務であるという視点 に記載がされています。
	2 基	本的視点(基本的な考え方)				
9		(1)重大な人権侵害であるという 視点	重大な人権侵害であるという視点の中にDVの本質についての啓発 支配と被支配の関係である事を入れてほしい。	P10	'	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「配偶者からの 暴力は・・・カによる支配であり、人権を著し 〈侵害する重大な社会的問題です。」と修 正しました。
10		(2)被害者の意思を尊重する視点	個々の事情 <u>や暴力による精神健康被害等の状況など</u> を勘案するとともに・・・としてはどうか。	P10		【記述済み】 配偶者からの暴力による被害者には、ご 指摘の点も踏まえ、さまざまなケースが想 定されることから、「個々の事情を勘案す る」と記載しています。

No		箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
11		(3)子ども、親族等の安全確保にも 配慮するという視点	「(3)被害者は、国籍、年齢、障がいの有無にかかわらず、同じ水準の支援を受ける権利を持つという視点」を追加する。	P11	1	【記述済み】 基本的視点の(2)被害者の意思を尊重 する視点に「国籍、年齢、障害の有無に関 わらず人権が尊重されなければならない」 と記載しています。
12			子ども自身が親からの暴力の対象とな <u>り被害者となっている</u> 場合もあります。としてはどうか。	P11	1	【反映困難】 配偶者からの暴力の被害者は法律上 「配偶者から暴力を受けた者」と定められ ていますので、ここでは「被害者」という文 言は使用しません。
13		(4)県民の理解を深める視点	県民の理解を深める視点に配偶者からの暴力は・・・身近にある重大な人権侵害で、DV殺人、ストーカー殺人に結びつくものであるという認識	P11	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「配偶者からの 暴力は、被害者の生命や身体に重大な危 害を及ぼす可能性が高く、身近にある重大 な人権侵害・・・」と修正しました。
14		(5)地方公共団体の責務であると いう視点	すべての市町村で基本計画の策定及び目標を 目指すことを明記	P11	1	【記述済み】 基本目標V、重点目標15の中で、市町村の基本計画策定に向け、働きかけや情報提供等を行うこととしています。 数値目標は現状を踏まえ9市町村としていますが、多くの市町村で計画の策定が行われるよう施策に取り組んでいきます。
15			県の男女共同参画推進センターの機能を強化し、市町村との連携を密にし、相談・保護・転宅・生活再建まで切れ目のない支援を行う。	P11		【記述済み】 男女共同参画推進センターにおいては、 施策の中で市町村等関係機関と連携しな がら相談、自立支援に向けた取組を行って いくこととしています。
	3 🛓	└────────────── 基本目標等				
16		3 基本目標等	マタニティ期にDV被害者の4分の1が集中しています。従って、被害者の中に文中で妊産婦を追記してほしい。	P12	1	【記述済み】 妊産婦についても「被害者」に含みます。
17		基本目標 I 配偶者からの暴力を 許さない社会づくり	基本目標 I 「配偶者等からの暴力を許さない社会づくり」とし、文章を「配偶者等からの暴力は犯罪となりうる行為を含む重大な人権侵害であることの認識を広く社会に徹底するとともに配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現に向け、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の視点にたった人権尊重と暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。また・・・としてはいかがか。	P12	1	【記述済み】 第3章の3基本目標等では、概要を記載 し、第4章計画の内容の中でご指摘の点も 含め、詳細を記載することとしています。
18		基本目標Ⅱ 相談·保護体制の充実	基本目標 II 通報対応・早期発見・相談・保護体制の充実 被害者支援において被害者の安全確保への対 応が最優先とされています。地域・関係機関等 からの通報対応と早期発見の体制の充実、また 被害者が迷わず・・・としてはどうか。	P12	1	【記述済み】 被害の早期発見、通報対応については、 重点目標2「配偶者からの暴力被害発見 への取組の充実」として、基本目標 I に位 置づけています。
19		基本目標Ⅲ 自立支援の充実	基本目標Ⅲ自立支援等の切れ目のない支援の充実 ・・・生活を送るためには、暴力による精神健康被害等の回復のための専門的な支援、住宅の確保や就業、子どもの就学等に関する切れ目のない支援が必要です。このためワンストップサービスを推進し、同行支援に基づく連携を図り・・・としてはどうか。	P12	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標6「一時保護体制の充実」の中で、心身回復の支援として、被害者への医学的・心理学的な支援を行うこととしています。 切れ目のない支援についても、重点目標8「現状と課題」の中で記載をしています。
20		基本目標IV 職務関係者による 適切な配慮	基本目標IV 職務関係者の <u>相談・支援力の強化</u> ・・・・啓発、実務研修等により、・・・理解を深め、被害者への二次被害を防止し、相談の資質及び総合支援力の向上を図ります。としてはどうか。	P12	1	【記述済み】 ご指摘いただきました二次被害の防止及び相談・支援力の強化も含め、基本目標IVでは職務関係者の被害者への配慮、資質向上として記載しています。
21		基本目標 V 施策推進のための 連携体制の強化	配偶者からの暴力による被害は <u>多岐に亘り、複雑で多様な問題を抱えている。</u> 一つの機関・・・、暴力の防止 <u>・通報</u> ・相談・・・としてはどうか。	P12		【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「配偶者からの 暴力は複雑で多岐にわたるため、一つの 機関だけで対応することは困難です。この ため、暴力の防止・通報・相談・・・」と修正 しました。
22			基本目標VI 民間支援団体の育成被害者の支援は多岐にわたるため、行政機関では捉えられない部分が多い。行政の補完ではなく、民間の担う役割が大きい。	P12	1	【記述済み】 民間団体等との連携と協働を基本目標 V、重点目標16に位置づけ、施策を行うこ ととしています。

No		箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
23	4	第3次基本計画における強化項目(課4 第3次基本計画における強化	(3)一時保護における支援の充実			【記述済み】
		項目(課題への対応)	・・・・児童相談所等関係機関 <u>や県内外の民間シェルター等</u> と連携し・・・	P13	1	「児童相談所等関係機関」の中に含みます。
24			(4)市町村への支援の推進 地域・・・、基本計画策定や相談支援センター設 置 <u>や婦人相談員の配置等</u> に向けた働きかけ を・・・としてはどうか。	P13	1	【記述済み】 「相談支援センターの設置」の中に、婦人 相談員等相談業務に従事する職員を含み ます。
	5	 第3次基本計画の重点目標				
25		5 第3次基本計画の重点目標	市町村への経済的支援も入れてほしい。P26、 P44も同様	P14	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。
	6	第3次基本計画の体系				
26		6 第3次基本計画の体系	施策の方向Ⅲ8被害者の総合支援の施策の方向として <u>被害者の心身回復への支援の実施</u> を追加してはどうか。	P15	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標6「一時保護体制の充実」の中で、心身回復の支援として、被害者への医学的・心理学的な支援を行うこととしています。
27			施策の方向Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのいずれかに県・市町村のワンストップサービスの推進及び市町村における支援体制の強化に <u>婦人相談員の配置</u> を加えてはどうか。	P15	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。
	第4章	章 計画の内容				
		本目標 I 配偶者からの暴力を許さなに	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
28		重点目標1 暴力を許さない社会の実現 ◆施策の方向	見に向けた普及啓発の実施 → 啓発パンフレットには点字版及び外国語による		1	【実施段階検討】
		▼ 旭泉の万向 ○配偶者からの暴力防止に 向けた啓発・広報の推進	<u>パンフレット等を作成し、活用します。</u> を加えては どうか。	P16	1	ご意見の趣旨も踏まえながら、外国人、 障害のある方への適切な情報提供に努めます。
29			紙媒体よりも身近な口コミが有効なので、予防 啓発推進員等の人材の養成が必要ではないか。	P17	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。
30			市町村の「男女共同参画推進員」と連携してきめ細かく広報する。	P17	1	【記述済み】 市町村の男女共同参画推進員についても「地域組織・団体等」の中に含みます。施 策の実施にあたっては、市町村に推進員 の活用を含め、協力を働きかけます。
		重点目標2 配偶者からの暴力被害発	見への取組の充実			
31		◆施策の方向 ○早期発見に向けた体制づくり	早期発見、あるいは相談に導くための「相談支援員」あるいは相談の内容を的確に整理することができる「ファシリテーター」のような人材育成が必要ではないか。	P18	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。
32			「愛育会」とあるが、「愛育会」に対して啓発、情報提供するという意味でしょうか。「愛育会」そのものに対する啓発であれば、積極的に行ってほしい。	P18	1	【記述済み】 愛育会は、地域で住民の方々に声かけ 活動を行っている団体です。 愛育会を対象に研修会を行い、正しい知 識を習得したうえで広く住民の方々への啓 発や情報提供を行うこととしています。
33			地域でマタニティ期にある女性たちや子どもを支援する「助産師」を医療関係者中に追記するとともに、医療関係者の対応に「助産師会」を追記してほしい。	P19	1	【記述済み】 「医療関係者等」の中に含みます。
34			「地域・住民に身近な機関による見守り」は市町村をはじめ・・・児童委員、 <u>男女共同参画推進員等・・・と</u> してはどうか。	P19	1	【記述済み】 市町村の男女共同参画推進員についても「等」の中に含みます。施策の実施にあたっては、市町村に推進員の活用を含め、協力を働きかけます。
35			配偶者から・・・研修会での働きかけや市町村、保健所・・・児童委員等との「要保護児童対策協議会」等を通じた支援ネットワーク及び施策の活用を通じた連携強化に努めます。【県民生活・男女参画課・児童家庭課・健康増進課】としてはどうか。	P19	1	【記述済み】 「関係機関連絡協議会や研修会等」にさまざまな支援ネットワークを含みます。また、「働きかけ」や「施策の活用を通じた」に限定せず、包括的な連携について記載しています。

No		箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
36		◆施策の方向 ○通報への適切な対応	夫婦げんかや男女間トラブルは削除し、配偶者等からの暴力等の「人身安全関連事案」に関わる通報・・・としてはどうか。また、配偶者暴力防止法をはじめとした関係法令に基づき、「暴力の制止」・・・「被害発生防止」「事件化」・・・講じます。としてはどうか。	P20	1	【修正加筆等意見反映】 意見を反映して夫婦げんかや男女間トラブルを削除し、配偶者からの暴力等に関わる通報と修正します。ただし、「人身安全関連事案」は、配偶者暴力事案のほか、行方不明者や障害者虐待等の事案も含んだ総称であることから削除します。また、「事件化」については、意見を反映して加筆します。
		重点目標3 未然防止対策としての若生	年層への教育・啓発			
37		◆現状と課題	現状と課題の「男女平等の理念に基づく教育」 の後に「問題解決に暴力を用いないという教育」 を入れてほしい。	P21	1	【記述済み】 問題解決に暴力を用いないことも含め、 「人権尊重の意識を高める教育」の必要性 について記載しています。
38		◆施策の方向 ○暴力の未然防止に向けた 理解の促進	若年層に対する啓発の促進が遅れています。 保護者への理解の促進と共に達成目標を上げ 取り組んでほしい。	P21	1	【記述済み】 同施策の方向に記載のあるとおり、生徒には人権教育を通じて啓発を行い、保護者に対しては、PTAの折に講演会を企画したり、通信や広報を活用して理解を促していきます。
39			若い人たちにはスマホや携帯メールがとても重要になっているので、これから情報を得られるようにする。スマホや携帯からの相談にも対応する体制づくりも必要。	P21	1	【その他】 スマートフォンや携帯電話からも適切な 情報が得られるようHP等にパンフレットを掲載するなど引き続き広報していきます。 また、スマートフォンや携帯電話からの電 話相談にも対応しています。
40			教職員研修会については、特に養護教諭を対象として、デートDVについて研修や情報提供を行ってほしい。	P22	1	【記述済み】 同施策の方向に記載のある教職員向け の研修会では、養護教諭も対象とします。
41			教職員、スクールカウンセラー、スクールソー シャルワーカーとの連携	P22	1	【記述済み】 基本目標Ⅰ、重点目標2「早期発見に向けた体制づくり」及び基本目標Ⅲ、重点目標11「子どもへの支援の実施」に記載のあるとおり、教職員・SC・SSWの、報告・連絡・相談体制を確立し、情報の共有を図り、連携を強化します。
42			教職員もそうだが、SCやSSCへの研修が必要	P22	1	【記述済み】 基本目標Ⅰ、重点目標3「暴力の未然防止に向けた理解の促進」及び基本目標 Ⅲ、重点目標11「子どもが安心して生活できる環境整備」に記載のあるとおり、子どもと日常的に接することが多い教育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、DVの特性、留意事項や配慮すべき事項について周知徹底を図ります。
43		◆施策の方向 ○学校における教育等の実施	学校の授業の中にDV予防カリキュラムを入れる。	P22	1	【記述済み】 基本目標 I、重点目標3「暴力の未然防止に向けた理解の促進」に記載のあるとおり、全ての教育活動を通じた人権教育及び体験活動等の充実を図ります。
	基	本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実				
		重点目標4 安心して相談できる環境の				
44		◆施策の方向 ○相談につなげる体制整備	市町村の発行する「広報」に毎号必ず民間団体も含めた相談窓口の電話番号を掲載する。	P23	1	【反映困難】 市町村の広報に毎号必ず掲載することは 困難ですが、県としても市町村と連携しな がら相談窓口の周知に努めていきます。
45			DV相談カードが適切に届くよう枚数の増加、翻訳版の作成などさらに強化してほしい。	P23	1	【その他】 DV相談カードについては、各機関からの 要請に対応できる枚数を用意するととも に、設置場所の工夫等により強化を図って います。翻訳版の作成については、今後の 参考とさせていただきます。
46			相談カードには民間支援団体の相談電話も記載し、周知の際には民間支援団体の相談窓口も併せて周知する。	P23	2	【実施段階検討】 DV相談カードについては、民間団体も含めた関係機関等の状況を把握しながら、適切な相談窓口が周知できるよう内容を検討します。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
47	◆施策の方向 ○配偶者暴力相談支援センター の機能強化	「女性相談所は…市町村窓口、民間支援団体等と連携し」と、民間支援団体との連携を追加する。	P24	2	【記述済み】 民間支援団体との連携については、基本 目標 V、重点目標16に位置づけ、施策を 行うこととしています。
48		配偶者暴力相談支援センターにおける各種証明書の発行についての明記がされているか。	P24	1	【その他】 計画の取組としては明記していません が、各種証明書の発行については、国から の通知等に基づき適切に実施しています。
49		男性だけではなく、性的マイノリティの人たちも相談しやすい工夫をする。 また、偏見をなくすための研修を実施する。	P24	1	【記述済み】 基本目標IV、重点目標12の中で、被害者人権に配慮するなど、被害者の立場に立った対応に努めることとしています。また、研修会においても被害者の人権や配偶者からの暴力の特性に理解を深めるものとなるよう内容を工夫しながら実施しています。
50		災害時におけるDVの防止、および被害者への支援策などを追加すべきである。 また、災害時も民間支援団体との情報交換、協力体制等の連携は欠かせない。	P24	1	【実施段階検討】 災害時に配偶者からの暴力を防止し、相 談につなげるためには、災害時前から配偶 者からの暴力への理解を深めるとともに、 相談窓口等の周知を行うことが必要と考
51		災害時に向けた体制整備・・・周知が図れるよう 「災害時対応マニュアル」を活用し、市町村に働きかけます。としてはどうか。	P24	1	え、現行の記載としています。 災害時の支援については、今後協議会 や研修等により検討を行っていきます。
52		困難なケース等が増えている現状から、女性 相談所による市町村相談や民間支援団体への スーパーバイズの体制を確立する。	P24	1	【記述済み】 同施策の方向の中で、配偶者暴力相談 支援センターは、市町村等からの相談への 対応など引き続き広域的・専門的な支援 を行うこととしています。
53		多様化するニーズに応えるために24時間、あるいは土日の相談実施の検討は?民間支援団体へ委託している自治体もあるので、検討すべき。	P24	1	【その他】 配偶者暴力相談支援センターである山 梨県立男女共同参画推進センターぴゆあ 総合では、土日も相談を受け付けていま す。
54		「ぴゅあ」へも一時保護権限を与えるべき	P24	1	【反映困難】 配偶者暴力防止法により、配偶者暴力 相談支援センターが行う業務のうち、一時 保護については、婦人相談所が自ら行う か、婦人相談所から一定の基準を満たす 者に委託して行うこととなります。
55		圏域における相談体制への支援として、市町村 相談員も含め女性相談所による定期的なケース 検討会議の開催が必要	P24	1	【記述済み】 基本目標V、重点目標14 実務者会議等の開催の項目で、必要に応じて、ケース検討会議を開催することとしています。
56		相談員の身分保障の充実。専門性を備えた知識と行動・女性に添える常勤相談員の養成の確保を追記してほしい。	P24	2	【反映困難】 現行の売春防止法の規定では、婦人相 談員は非常勤となっています。ご意見は、 今後の参考とさせていただきます。
57	◆施策の方向 ○婦人相談員等による適切な 支援	女性相談所の事案に対する専門家による検証 (相談員の助言や対応が適切であったか、二次 被害はなかったか、一時保護などが指針に沿っ て的確な処理がなされたか等)、及びスーパーバ イザーによるスーパーバイズが必要と思われる。 ※専門研修会等へ多く参加するとの記載がある が、上記のことはこのことで代わるものではない。	P25	1	【実施段階検討】 マニュアルに基づく援助や専門研修のほか、基本目標VI 重点目標13で職務関係者の資質向上のための取組を位置づけており、アドバイザー派遣事業を活用した専門家による事例検討や検証、保健師・福祉職等専門職によるスーパーバイズを行っており、今後も進めていきます。
58	◆施策の方向 ○警察における支援	「児童が同居する家庭における配偶者に対する 暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える 言動を行うこと」は、児童虐待にあたることが明確 にされている。このため、配偶者からの暴力に係 る相談等に対応した場合で被害者に子がいると きには、少年警察部門と緊密な連携を図ります。	P26	1	【修正加筆等意見反映】 「警察における支援」に ・「児童が同居する家庭における配偶者 に対する暴力その他の児童に著しい心理 的外傷を与える言動を行うこと」は、児童 虐待にあたることが明確にされています。こ のため、配偶者からの暴力に係る相談等に 対応した場合で被害者に子どもがいるとき には、児童相談所等の関係機関と連携し、 保護措置等を行います。 と加筆します。

No		箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
59		◆施策の方向 ○地域における相談体制の充実	市町村の・・・あらゆる機会を通じ <u>働きかける</u> とともに・・・してはどうか。 女性相談所は「配偶者等からの暴力(DV)・・・」を活用します。としてはどうか。	P27	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「市町村の相談窓口の重要性について周知し、設置についてもあらゆる機会を通じ働きかけるとともに、…」に修正しました。 なお、「市町村等相談窓口の充実」の項目なので、マニュアルについては不断の見直しを行い、市町村と共通認識を持って活用することで、地域における相談体制を充実していきます。
60			市町村等相談窓口の充実の中に市町村の基本計画策定に向けての連携を加えてほしい。	P27	1	【記述済み】 市町村の基本計画策定については基本 目標 V、重点目標15の中で取り組むことと しています。
61			市町村で安心・安全に相談できる場所の確保。 市町村の窓口は身近である一方で、「知られてしまう」不安から、相談に二の足を踏むことも多い。 知られずに安心して相談できる場所を確保する のが先決である。県はその実態を把握することが 必要。	P27	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標6の中で、女性相談所は、市町村に被害者及び同伴する家族に対する緊急時の安全確保の検討が行われるよう働きかけることとしています。その際には、いただいたご意見にも留意しながら行います。
62			市レベルでも被害を受けている旨の証明書を発行している地域もある。市町村でも証明書の発行をできるようにする。	P27	1	【反映困難】 本計画は県の施策を示した計画であり、 いただいたご意見は本計画に盛り込む内 容ではないと考えますので、ご理解くださ い。
63			市町村も児童相談所、医療機関、社会福祉施設、民間支援団体、警察、民生委員・児童委員等関係機関との連携強化が重要。	P27	1	【記述済み】 基本的視点(5)地方公共団体の責務であるという視点の中で、国、県、市町村をはじめ、関係機関、関係団体等が相互に連携し、協働することが必要と記載しています。
64			市町村相談窓口の分かりやすい広報の強化	P27	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標4「相談につなげる体制整備」の中で、施策の実施にあたり、市町村と連携しながら、相談窓口について広く周知することとしています。
0.5	重	点目標5 外国人·障害者·高齢者へ	の配慮			
65		◆施策の方向 ○外国人·障害者·高齢者への	外国人や障害者の交流の場での周知	P28	1	【実施段階検討】 「ご意見を踏まえ、外国人や障害者の方
66		対応の充実	多言語による外国人向けのチラシやパンフレットをシェルターや外国人が利用する公共の場所や飲食店、娯楽施設等に配置し、配置施設やお店へも周知や理解を深める。	P28	1	への周知の方法を検討します。
67			「県のHPに外国人向けのパンフレットを掲載し」 とあるが、県のHPは使いにくいので、パンフレットに たどり着くまでに多言語で分かりやすくアクセスで きるよう配慮する。	P28	1	
68			点字によるパンフレットも必要ではないか。	P28	1	
69			外国人に対しては、差別的な対応にならないように宗教的、文化的な価値観が違うことを相談機関がきちんと認識する機会を持つ。	P28	1	【記述済み】 基本的視点の中でも、各施策・取組を実施するにあたっては、国籍等を問わず、被害者の立場に十分配慮することとしています。
70			外国語通訳はボランティアではなく、県が正規 職員として雇用し、各市町村にも適宜派遣する。	P28	1	【反映困難】 外国人からの相談・一時保護は非常に 少なく、また多言語に対応しなければなら ないため、正規職員の配置は困難です。 必要に応じて、通訳を確保します。
71			多言語にわたる通訳の養成や登録を積極的にすべきである。「確保」という言葉だけでは「確保できる」はずはない。もっと有効な施策に言及してほしい。	P28	1	【反映困難】 配偶者からの暴力防止関係部門で、多 言語にわたる通訳の養成等を行うことは、 困難であり、非効率です。必要に応じて、 通訳を確保します。
72			民間支援団体が通訳を利用した場合の経費を 補助する。	P28	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。
73			外国人の支援者を増やすための外国語による 研修が必要	P28	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。

No		箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
74			民間支援団体及び外国人支援団体、グループ との連携が重要	P28	1	【その他】 施策実施にあたっては、状況に応じて連 携を図ることとします。
75			配偶者暴力相談支援センターは <u>高齢者虐待または障害者虐待として通報された場合であっても配偶者等からの暴力にも該当する場合は市町村と連携を図り支援を行います。</u> としてはどうか。	P29	1	【記述済み】 通報に限らず被害者が高齢者虐待また は障害者虐待にあたる場合には連携を図 ることを想定し、現行の記載としています。
76			警察で認知した障害者虐待事案または高齢者虐待事案の場合には市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、市町村に通報する場合があるが、配偶者からの暴力事案に該当する場合は市町村と配偶者暴力相談支援センターと連携し適切な支援を行います。【警察本部】を加えてはどうか。	P29	1	【記述済み】 基本目標II、重点目標IV「警察における支援」の中で記載があるとおり、警察は、配偶者暴力事案を認知した段階で、必要に応じて女性相談所や市町村の福祉担当課と連携し、適切な支援を行っており、当該事案の被害者が例え障害者や高齢者であっても、上記機関との連携の点において何ら変わりないので、左記意見については、反映の必要はないものと考えます。
77			第3次男女共同参画基本計画では各都道府県に1カ所、性暴力相談支援センターの設置が求められています。性的な暴力への認識が低い結果が出ており、潜在的な被害は多数存在するのではないでしょうか。一刻も早い性暴力相談支援センターの設置に取り組んでほしい。	-	1	【その他】 国の第3次男女共同参画基本計画では、性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画推進センターを都道府県に1カ所設置することが成果目標として記載されているところです。 性暴力については、今後も配偶者暴力相談支援センター等の相談機関で対応していきます。
	1	直点目標6 緊急時の安全確保及び一	- 時保護の充実			
78		◆施策の方向 ○緊急時における安全の確保	被害者の一時保護が行われるまでの間、福祉施設の活用を考える。	P30	1	【反映困難】 緊急時なので、福祉施設の活用より安全な、警察との連携による保護を図ります。
79			妊婦への対応、恋人などストーカー被害者への対応を明記してほしい。特に、妊婦への施設の体制の充実を図ってほしい。	P30	1	【実施段階検討】 妊婦に対しては、医学的・心理的に特別 に配慮し、法律の対象でないストーカー被 害者(生活の本拠を共にしていない恋人 等)についても、緊急時の安全確保には万 全を期します。
80		◆施策の方向 ○一時保護体制の充実	県ではなぜ一時保護が減っているのか?その 要因の分析が必要。女性相談所が一時保護を 要望した被害者を受け入れていない事例はない のか、ケースの検証が必要ではないか。	P31	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。
81			改正により同居関係の被害者やストーカー被害者も一時保護の対象になったので、シェルターを利用できる。シェルター増設のために民間シェルターの活用と資金援助が必要ではないか。	P31	1	【反映困難】 女性相談所での一時保護が困難な場合、必要に応じて民間シェルター等に委託 しています。
82			一時保護委託は、民間シェルターだけではなく 社会福祉施設への委託も必要と思われる。	P31	1	
83			女性相談所に臨時ではなく、心理療法担当職員の配置が必要である。被害者にカウンセリングを行う場合は、フェミニストカウンセリングの手法を取り入れる。	P31		【反映困難】 被害者への医学的・心理的な支援については、必要に応じて関係機関と連携をとり、行います。
84			一時保護について、保護対象を配偶者以外の 親、兄弟、同居していない恋人等からの暴力にも 拡充し、民間シェルターへの委託対象にする。	P31	1	【反映困難】 法律に基づく一時保護が原則ですが、緊急性のある場合は対応します。民間シェルターへの委託は、法律に基づきDV被害者に限ります。
85			同伴する子ども、さらに妊婦は胎児の成長への 適切性を追記してほしい。	P31	1	【記述済み】 同施策の方向の中で、同伴する子どもに は適切な対応を行うこととしています。ま た、妊婦については医学的・心理的に特別 に配慮した支援を行います。
86			広域的連携の連携マップを明示してほしい。	P31	1	【反映困難】 個々の事例に即して、適切に広域的連 携を図ります。

No		箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
		重点目標7 保護命令に対する適切な ▲ 特殊の大点		I	T	
87		◆施策の方向 ○保護命令制度への対応	保護命令だけではなく、離婚、子どもの親権等に係る法的手続きについても支援する。	P32	1	【記述済み】 基本目標Ⅲ、重点目標8の中で法律相 談に関する情報提供等による支援を行うこ ととしています。
88			子どもの保護命令に対応するためには、学校や保育所、幼稚園によるDV対応マニュアルの徹底と、教職員、保育士への研修を実施し、子どもの安全を確保する体制を作る。	P32	2	【記述済み】 基本目標Ⅲ、重点目標11の中で教育関係者及び保育関係者に対し、研修の場を通じて配偶者からの暴力の特性について周知徹底を図るとともに、保護命令制度の趣旨や概要についても周知を図ることとしています。
	基	本目標Ⅲ 自立支援の充実				
		重点目標8 被害者への総合的な支		I	T	
89		◆施策の方向 ○福祉制度を活用した支援 の実施	各種福祉制度の活用で、妊産婦の福祉では具体的にどんな支援を行うか明記してほしい。	P34	1	【記述済み】 妊産婦の方についても個々の状況に応じて支援を行う必要があることから、現行の記載としています。
90		◆施策の方向 ○その他被害者への適切な 情報提供·支援	市町村における手続きと記載したところに <u>各種</u> 支援措置の実施についてと記載してはどうか。	P35	1	【記述済み】 被害者の自立支援に向け、市町村の各種支援も含め、引き続き連携して対応することとし、現行の記載としています。
91			配偶者暴力相談支援センターによる証明書の発行について関連する支援としての記載が必要ではないか。	P35	1	【記述済み】 証明書の発行を施策とするのではなく、 証明書の発行により可能となる生活全般に わたる情報提供・支援等を施策として記載 しています。
92			妊婦健診未受診者は胎児への虐待であること、DV被害者の健診が安全に満足に受けられるよう具体的な支援を明記する。	P35	1	【実施段階検討】 施策実施に当たり、ご指摘の事項につい て留意します。
93			自立のための様々な情報を提供するだけではなく、心身ともに疲弊している被害者が実際に使えるような支援が必要。民間支援団体への支援の依頼も必要。	P35	2	【実施段階検討】 ご意見を踏まえ、施策実施の際に被害者 の方の状況に応じた支援を検討していきま す。
94			専門家によるカウンセラーが必要な被害者に対 して支援を行う。	P35	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標6「一時保護体制の充実」の中で、女性相談所では、被害者に対する医学的または心理学的な援助等の支援を行うこととしています。
95			県及び市町村は窓口を一本化し、ワンストップサービスを実現し、被害者の負担軽減を図る。	P35	1	【記述済み】 県においては、配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談から自立支援まで対応しています。 市町村には、重点目標15の中で手続きの一元化について働きかけることとしています。
96			まず、婦人保護施設の機能強化と施設環境整備等に努めます。の記載が必要ではないか。	P35	1	【反映困難】 現在、婦人保護施設は一時保護所と併設されており、ハード面で一部利用の制限があります。ご意見は、今後の参考にします。
97			ステップハウスの拡充策として、民間のステップ ハウス運営費を助成する。	P35	1	【反映困難】 基本目標Ⅲ、重点目標10の中でステップハウスとしての利用も含めた住宅確保の支援を行うこととしており、民間への助成は困難です。
98			法テラスの弁護士からの二次被害の実態もあるので、紹介するだけではなく、弁護士会へのDV研修の実施やDV被害者支援に関する話し合いの場を持つ。	P35	1	【その他】 職務関係者向けの研修会には、弁護士 会や法テラスにも参加を働きかけ、出席を いただいています。
99			自助グループへの支援について具体的に明記してほしい。	P35	1	【記述済み】 同施策の方向の中で、自助グループについては、配偶者暴力相談支援センターにおいてグループの情報提供を行うこととしています。

100	重点目標9 就業支援の実施 ◆現状と課題 ◆施策の方向 ○就業に向けた情報提供・助言	県は自助グループの開設を促進する。 被害者が地域で安定した生活を送るためには、 最初だけではなく長期的な見守りが必要 現状と課題に就業の際の保証人問題が課題と してあげられるのではないか。	P35	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 【記述済み】 同施策の方向の中で、地域における継続的な支援に取り組むこととしています。 ご意見の視点は施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。 【記述済み】 必ずしも保証人が不可欠ではなく、公共職業安定所ではDV被害者に対する理解
102	◆現状と課題 ◆施策の方向	最初だけではなく長期的な見守りが必要 現状と課題に就業の際の保証人問題が課題と		1	同施策の方向の中で、地域における継続的な支援に取り組むこととしています。 ご意見の視点は施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。 【記述済み】 必ずしも保証人が不可欠ではなく、公共
	◆現状と課題 ◆施策の方向		P36		必ずしも保証人が不可欠ではなく、公共
	◆施策の方向		P36		必ずしも保証人が不可欠ではなく、公共
100				1	職業女定所ではDV被害者に対する理解 のもと配慮しています。 重点目標9「就業に向けた情報提供・助 言」の中で、必要に応じて、関係機関が連 携し、「情報提供、助言等を行う」ことで対 応しています。
103	C MUNICIPALITY OF THE TRANSPORT OF THE T	就業に当たり、ハローワークや企業に対してもD V及び被害者への理解を求める。	P36	1	【実施段階検討】 ハローワークや企業に対しても啓発パンフレットの送付等により、さらなる理解促進に 努めていきます。
104		企業の面接等就業活動への同行も必要。その ための民間支援団体への委託助成を実施する。	P36	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。
105	◆施策の方向 ○就業支援機関の活用	教育訓練給付金が受けられるような実効的な 情報提供に努める。	P37	1	【記述済み】 同施策の方向の雇用関連サービスの提供の中で、教育訓練給付金についても情報提供を行います。
	重点目標10 住宅確保に係る支援の3	充実			
106	◆施策の方向 ○住宅への入居支援	民間住宅入居時の保証人確保に関する支援	P38	2	【反映困難】 被害者は所持金が少ないケースが多いため、基本目標Ⅲ、重点目標10の中で公営住宅への入居を優先して支援しています。
	重点目標11 子どもに対する支援の実	施			
107	◆施策の方向 ○子どもへの支援の実施	被害者はすぐに普通に働くことは難しいので、子どもの保育所入所を弾力的に運用する。	P39	1	【実施段階検討】 保育所の入所については、市町村が実 施主体なので、必要に応じて市町村と連携 し、情報提供を行います。
108		DVを目にした子どもはすぐに学校に行くことができないことも多いので、家庭教師や学習ボランティアの派遣等により、学習の機会を確保する。また、民間の学習ボランティアを募集し、活用する。	P39	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標6「一時保護体制の充実」の中で、関係機関と連携を図る中で、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整えることとしています。
109		一時保護期間中の学習支援も必要	P39	1	
110	◆施策の方向 ○子どもが安心して生活できる 環境整備	関係者への周知徹底の中で、子どもへの <u>保護</u> 命令による 接近禁止命令を発令する・・・としては どうか。	P40	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「保護命令による接近禁止命令」と修正しました。
111		子ども自身が親から距離を置いて、悩みや困っていることを安心して相談できる体制が必要	P40	1	【記述済み】 基本目標 I、重点目標2「早期発見に向けた体制づくり」及び基本目標Ⅲ、重点目標11「子どもへの支援の実施」に記載のあるとおり、校内の相談体制を確立し、配偶者からの暴力により被害を受けた生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境を整えます。
į	基本目標IV 職務関係者による適切な配	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	重点目標12 被害者への配慮				
112	◆施策の方向 ○被害者の立場に立った対応・ 情報保護の徹底	実際に二次被害、あるいは不適切な対応が あったとしても、それが表に出ないことも多いの で、第三者が検証する仕組みを作り再発防止に 努める。	P41	1	【その他】 苦情は各機関で責任を持って受け、適 切かつ迅速に対応しますので、ご理解くだ さい。 また、県民生活センター内で行政相談員 が行政に関する苦情に対応しています。

No		箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
113			すべての意思決定権は被害者にあることを認識し、支援者の価値観を押しつけることがないよう最大限留意します。	P41	1	【その他】 施策実施にあたり、留意します。
114			「情報漏洩が生命の危険に及ぶことを周知し」を入れてほしい。	P41	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「・・・閲覧制限な どについて、情報の漏洩が生命に危険を及 ぼすこともあることから、適切に実施さ れ・・・」と修正しました。
	重	点目標13 職務関係者の資質向上	のための取組の実施			
115		▶施策の方向 ○職務関係者の資質向上	配偶者暴力相談支援センターの職員を先進県、先進的な民間支援団体への研修に派遣する。	P42	'	【実施段階検討】 配偶者暴力相談支援センターの職員 が、問題解決にあたり的確に対応できるよう、ご意見も踏まえながら専門研修への派遣を行っていきます。
116			組織的対応の推進では、組織内を常に民主的に保ち、相談員相互が互いに知識、経験を共有しつつ、よりよい支援を目指します。	P42	1	【その他】 施策実施にあたり、留意します。
	基本	目標V 施策推進のための連携体制	の強化			
		点目標14 関係機関との連携強化				
117		◆施策の方向 ○関係機関連絡協議会等の 開催	関係機関連絡協議会の開催回数を増やし、有機的、実効的な連携ができるようにする。 年々増えているいくつもの要因を抱える困難なケースについて、実効的な連携ができるように具体策を実施する。 また、協議会には法関係者も実態的に参加してもらう。	P43	1	【実施段階検討】 ご意見の趣旨を踏まえ、関係機関連絡 協議会の内容、構成員等について検討し ていきます。
118			実務者会議には民間支援団体も記載すべきである。	P43	1	【記述済み】 民間団体については、「市町村等関係機 関」に含みます。
119		◆施策の方向 ○被害者支援のための ネットワークの強化	有効な連携が現在できているかを検証し、支援センターと市町村の役割分担に終わらせず、支援センターが被害者の自立まで見極めるような連携体制を確立する必要がある。	P44	,	【その他】 本計画は、国の法律及び基本方針に 沿って策定していますが、国の基本方針の 中でも、被害者の立場に立った切れ目の ない支援のため、都道府県と市町村の役 割分担について記載がされています。 そのため、基本方針を踏まえ、被害者の 自立に向けた支援を市町村と連携して 行っています。
	重	点目標15 市町村における支援体制	の強化			
120		◆施策の方向 ○市町村への支援の推進	市町村相談窓口に専門性を有する相談員を配置する。 また、市町村に女性相談所や市町村の相談窓口につなぐ役割の相談支援員のような人材を養成する。	P45	1	【反映困難】 市町村の人員配置に係る事項ですので、 県としては引き続き研修の実施等により市 町村への支援を行います。
121			市町村の「配偶者暴力相談支援センター」化についての課題は、専門性を有する相談員の育成・確保と運営費の補助である。 県はそのための支援をする。	P45	1	【反映困難】 市町村への運営費の補助は困難です が、県として研修会等により相談員の育成 を支援していきます。
122			「研修の機会を提供」とあるが、実際に多忙な 市町村職員、及び相談担当者の出席率はどのぐらいなのか?研修に参加できる体制への支援が 求められる。	P45	1	【その他】 県で実施している職務関係者研修会には、毎年多くの市町村から参加をいただいており、出席率は全市町村の2/3以上を占めます。 今後も市町村職員の出席しやすい時期、時間等を踏まえ、研修を行うとともに、欠席の市町村へは資料等を送付するなど配慮していきます。
123			相談員の身分保障の確立。専門職の雇用。異動のある一般職員の研修の義務づけ	P45	1	【反映困難】 市町村の人員配置に係る事項ですので、 県としては引き続き研修の実施等により市 町村への支援を行います。

No		箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
124			市町村の相談への丁寧な助言・支援	P45	1	【記述済み】 基本目標 II、重点目標4の配偶者暴力相談支援センターの機能強化の中で、配偶者暴力相談支援センターは、市町村等からの相談への対応など引き続き広域的・専門的な支援を行うこととしています。
125			生活再建までのワンストップ化強化のために県が中心的に支援する。	P45	1	【記述済み】 基本目標V、重点目標15「窓口における 円滑な手続きの推進」の中で、市町村内に おける手続きの一元化等について会議、研 修等を通して働きかけを行うこととしていま す。
126			町村の相談支援センター化に関して、県がどのように支援・尽力したかが不明	P45	1	【その他】 県では市町村の配偶者暴力相談支援センター設置に向けて、これまで会議等を通じて情報提供や働きかけを行ってきました。今後も重点目標15に市町村への支援の推進として、配偶者暴力相談支援センター機能整備の促進を位置づけ、施策を行うこととしています。
127			様々な要因(DV、貧困、精神的障害、依存症等)が絡まる困難なケースに関する県と市町村との協同作業を強化する。	P45	1	【実施段階検討】 施策実施にあたり、留意します。
128			地域の警察、医療機関、児童相談所、民間団体との関係機関連絡協議会の開催及び圏域におけるケースワーク会議を実施する。	P45	1	【その他】 ご指摘のあった構成機関も含め、現在関係機関連絡協議会及び実務者会議等により、情報共有やケース検討を行っているところです。今後もご意見の趣旨を踏まえながら、市町村が実践的な取組を行えるよう支援を行っていきます。
	重	点目標16 民間団体等との連携と協	· 6働			
129		◆施策の方向 ○民間団体等との連携の促進	女性相談所は、民間支援団体と充分に連携し、被害当事者の声を共有し支援する。	P46	1	【記述済み】 基本目標V、重点目標16に位置づけ、 施策を行うこととしています。
130			山梨でシェルターを運営している民間団体はいまだに一つしかない。シェルターを増やすような財政的支援が必要である。さらに既存の民間支援団体のシェルター維持のための資金助成も必要である。	P46	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。
131			多様できめ細かな支援を行っている民間支援 団体はほとんどがボランティアであり、活動を継続 していくためには安定した経済基盤が不可欠なこ とから、県は財政的支援をする。 民間団体によるサポートグループ及びDV被害 当事者や同伴子どもの居場所づくりへの支援、経 済的助成。	P46	2	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。
132			研修、同行支援、学習支援、生活支援などを 積極的に民間支援団体へ業務委託する。	P46	1	【実施段階検討】 施策の実施にあたり、業務委託の形態に 限らず民間団体との連携のあり方について 検討していきます。
133			DV防止に関する国や関係機関からの情報等を民間団体に適時・適切に提供する。	P46	1	【その他】 国や関係機関からの情報等については、 今後も適切に情報提供を行っていきます。
134			基本計画やDV対策が有効に実行されているかの意見交換のためにも、民間支援団体との定期的な会合の場を持つ必要がある。	P46	1	【記述済み】 民間団体も含めた関係機関連絡協議会 を開催し、意見や情報の交換を行っています。
135		◆施策の方向 ○民間団体等と連携した人材の 育成	民間支援団体の周知 被害者への支援は5年、10年と長期に続く場合が多いが、行政の支援では賄いきれない部分がある。今後、この部分を担っていけるよう民間支援団体の育成が必要。	P47	1	【記述済み】 重点目標16に記載のあるとおり、研修会 や会議等への参加、関係機関によるケー ス検討会により、民間団体の育成にも取り 組んでいきます。
136			配偶者暴力相談支援センターは支援ボランティア養成にも取り組む必要がある。	P47	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただき ます。

138	之方(対応方針)	意見に対する県の考え方(対	意見数	該当頁	意見の内容	箇所			No
137					処理体制の整備	点目標17 苦情の適切かつ迅速な処	重点	Ī	
138		いただいたご意見の趣旨も踏ら、苦情処理機関の周知につい		P48	地域の男女共同参画推進員等の活用により、広				137
関に出された苦情内容及びが応結果を知ることができない、「県民の声」として公表している自治 体もある。個人情報を取り除いた上で、再発防止 の意味でも公表するべきである。 日本	対応しており、「そ 情処理制度に則	婦人保護施設に対する苦情 第三者委員会を設置し対応しれぞれの機関における苦情処 して、適切かつ迅速な処理」を	1	P48	識から苦情を申し立てにくいので、第三者的な申立機関が必要である。 各機関の対応に不服がある場合は、第三者機関に申し立てができるように苦情処理・解決体制を				138
140 計する必要がある。	\ます。 −内で行政相談員	【その他】 苦情は各機関で責任を持って切かつ迅速に対応しています。 また、県民生活センター内でが行政に関する苦情に対応して	1	P48	関に出された苦情内容及び対応結果を知ること ができない。「県民の声」として公表している自治 体もある。個人情報を取り除いた上で、再発防止				139
●施策の方向 ○被害者保護に関する調査		【その他】 民間団体で体制整備の希望 県として情報提供を行います。		P48					140
141 ○被害者保護に関する調査						点目標18 調査研究の推進	重点	1	
142		【記述済み】 基本目標V、重点目標18に 施策を行うこととしています。	1	P49					141
143 2 数値目標 相談窓口の周知度が目標値70%です。なぜ、100%を目標値にしないのですか?どこにも相談しなかった被害者が多数存在します。 【その他】この数値目標は、第3%基本計画にも位置づけるす。本計画では、男女共合性を図っていくこととに標を70%としています。 144 数値目標の項目に婦人相談員の配置市町村数現状値と目標値をぜひ設定していただきたい。 「反映困難」婦人相談員は、売春防都道府県または市が任命材においては設置できずが市町村の相談体制の対ないため、数値目標としままた。 3 計画の進行管理 内容を「県ホームページ等を通じて」公表しま 【修正加筆等意見反映】		施策の実施に当たっては、ご も参考にしながら、調査研究を	1	P49					142
# 55章 計画の推進						計画の推進	章計	第5章	
143 2 数値目標						(値目標	数值	2	
数 現状値と目標値をぜひ設定していただきた い。 P50 1 が	れているもので 同参画計画と整	この数値目標は、第3次男女基本計画にも位置づけられていす。本計画では、男女共同参議合性を図っていくこととしている	1	P50	100%を目標値にしないのですか?どこにも相談				143
3 計画の進行管理 内容を「県ホームページ等を通じて」公表しま 【修正加筆等意見反映】	命するもので、町 、配置市町村数 状況を反映してい	【反映困難】 婦人相談員は、売春防止法 都道府県または市が任命する 村においては設置できず、配置 が市町村の相談体制の状況を ないため、数値目標としません	1	P50	数 現状値と目標値をぜひ設定していただきた				144
					1	画の進行管理	計画	3	
	を「毎年県ホーム	ご意見を踏まえ、記載を「毎4 ページ等を通じて公表します。		P50	内容を「県ホームページ等を通じて」公表します。	3 計画の進行管理	3		145
資料								資料	
資料 日間支援団体の名称、受付時間、電話番号を	えを把握しながら、	県内の民間団体の状況を把		P84					146